

小規模多機能型居宅介護事業所 らしく 重要事項説明書

令和7年6月1日現在

1. 当事業所の概要

電話 075-366-0309

FAX 075-959-0734

事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 らしく		
所在地	京都府長岡京市長法寺川原谷27		
事業所番号	2693000206		
2.小規模多機能型居宅介護の内容・提供場所等（第3条関係） 事業者が提供する小規模多機能型居宅介護に関する内容・提供場所は下記の通りです。			
内容	指定地域密着型サービスに該当する介護小規模多機能型居宅介護（以下指定小規模多機能型居宅介護という）の事業は要介護者が、その者の居宅において（訪問）、又はサービスの拠点に通い（通所）、あるいは短期間宿泊し（宿泊）、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活における入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける事により、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう総合的に支援していくものである。		
従業者の職種、員数、及び職務内容	管理者 1名（常勤職員）		管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
	介護支援専門員 1名以上（常勤職員）		小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当する。
	看護職員 1名以上（常勤職員）		利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
	介護職員	常 勤 6名以上 非常勤 2名以上	小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。 利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通所サービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
	その他補助職員		利用者の状況に応じて配置する。
利用日	月曜日 ～ 日曜日		
利用時間	通所 午前8時30分 ～ 午後8時30分（時間延長あり） 宿泊 午後6時00分 ～ 翌日9時00分 訪問時間は小規模多機能型居宅介護計画に基づく		
登録	29名以下 通所定員 16名 宿泊定員 6名		
事業実施地域	長岡京市		
利用設備	浴室・食堂・多目的室・静養室・相談室		

3.利用料（第6条関係）

（1）小規模多機能型居宅介護費等（介護保険適用サービス）

- ・介護保険適用されるご利用者につきましては、原則として提供した小規模多機能型居宅介護の1割から3割を頂きます。
- ・但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割を頂き、当事業所が発行するサービス提供書をもって、差額の払い戻しを受ける事が出来ます。
- ・消費税増税に伴い、金額が変更になります。
- ・本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

介護度	基本単位 1単位10.55円	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	10458	110,331	11,034	22,067	33,100
要介護2	15370	162,153	16,216	32,431	48,646
要介護3	22359	235,887	23,589	47,178	70,767
要介護4	24677	260,342	26,035	52,069	78,103
要介護5	27209	287,054	28,706	57,411	86,117

※月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	1日につき
初期加算	30	316円	32円	64円	95円	1月につき
認知症加算(Ⅰ)	920	9,706円	971円	1,942円	2,912円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)	890	9,389円	939円	1,878円	2,817円	1月につき
認知症加算(Ⅲ)	760	8,018円	802円	1,604円	2,406円	1月につき
認知症加算(Ⅳ)	460	4,853円	486円	971円	1,456円	1月につき
若年性認知症利用者受入加算	800	8,440円	844円	1,688円	2,532円	1月につき
看護職員配置加算(Ⅰ)	900	9,495円	950円	1,899円	2,849円	1月につき
看護職員配置加算(Ⅱ)	700	7,385円	739円	1,477円	2,216円	1月につき
看護職員配置加算(Ⅲ)	480	5,064円	507円	1,013円	1,520円	1月につき
看取り連携体制加算	64	675円	68円	135円	203円	1月につき
訪問体制強化加算	1000	10,550円	1,055円	2,110円	3,165円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1200	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,440円	844円	1,688円	2,532円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,055円	106円	211円	317円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,110円	211円	422円	633円	1月につき(初回の算定から3月間)
口腔・栄養スクリーニング加算	20	211円	22円	43円	64円	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	422円	43円	85円	127円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,055円	106円	211円	317円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105円	11円	21円	32円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,912円	792円	1,583円	2,374円	1月につき(小規模多機能居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,752円	676円	1,351円	2,026円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,692円	370円	739円	1,108円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14.9%を乗じた金額	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の14.6%を乗じた金額					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の13.4%を乗じた金額					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の10.6%を乗じた金額					

※初期加算は、当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。

※認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)については、日常生活に支障を来すおそれのある症状、又は行動が認められる認知症の利用者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳～64歳まで)の利用者を対象に指定小規模多機能居宅介おこなった場合に算定します。

※看護師職員配置加算は、看護職員について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※看取り連携体制強化加算は、看護師により24時間連絡出来る体制を確保し、看取りに関する指針の内容を利用者や家族に説明し、同意を得たうえで看取り期におけるサービスを行った場合に算定します。

※訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します。

※総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じた職種共同で小規模多機能居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等の関係施設に対して当事業所が提供出来るサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。

※生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、当事業所の計画作成責任者が訪問リハビリテーション事業所の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、訪問リハビリテーション事業所が利用者の居宅を訪問する際に、当事業所の計画作成者が同行する等、利用者の状態評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

※口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

※生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

※地域区分別の単価(5級地 10.55円)を含んでいます。

(2) その他の利用料 (介護保険の給付の対象とならないサービス)

サービス区分	内 容	金額
食材材料	朝食	300円/回
	昼食	700円/回
	おやつ	100円/回
	夕食	650円/回
居住費	個室4室 2人部屋1室(仕切り有り)	3000円/1泊
紙オムツ	当事業所で用意する場合	実費
パット	当事業所で用意する場合	実費
記録の複写		実費
洗濯代(原則 はご自宅)	3000円/月 月間15日以上宿泊利用の方	3000円/月
	200円/回 月間15日未満宿泊ご利用の方	200円/回
その他	利用者に負担頂くのが適当と認められる費用 ・利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの	実費

料金の支払い	毎月 月末迄(前月分の月額料金)
支払方法	1.当事業所へ直接支払い(営業時間内) 2.指定口座への振り込み (振込先) 京都信用金庫 桂川支店 口座番号 (普通) 3034957 口座名義人 リヴライフコア株式会社 代表取締役 小牧 知 3.口座引き落とし

5.緊急時の対応サービス

サービスの提供中にご利用者の病状に急変が生じた場合は、事前の取り決めにより主治医、救急隊、ご利用者に係る居宅介護事業所、ご家族への連絡を致します。

尚、当事業所の協力医療機関は下記の通りです。

長岡京市下海印寺下内田101番地

・社会福祉法人恩賜財団 京都済生会病院 院長 吉田 憲正

長岡京市長岡1丁目1-12

・海老澤内科医院 院長 海老澤 哲也

【事前確認事項】

主治医	医療機関名
	医師名
	連絡先
緊急連絡先	氏名
	連絡先

6.非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

7.事故発生時の対応

小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

8.地域との連携について

- ①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます
- ②小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、家族、市役所職員、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者及び小規模多機能居宅介護についての知見を有する者
開催	2ヶ月に1回以上
会議録	運営推進会議の内容 評価 要望 助言について記録を作成します。

9.相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出下さい

相談窓口 担当者：寺谷朋也	小規模多機能型居宅介護事業所 らしく 京都府長岡京市長岡1丁目3-32 T E L 075-366-0309 F A X 075-959-0734 受付時間 9：00 ～ 17：00
相談窓口 高齢介護課	長岡京市役所 京都府長岡京市開田1-1-1 T E L 075-955-2059 F A X 075-951-5410 受付時間 9：00 ～ 17：00
相談窓口 介護保険課 【介護相談係】	京都府国民健康保険団体連合会 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内 T E L 075-354-9051 F A X 075-354-9055 受付時間 9：00 ～ 17：00

10.秘密保持の遵守

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び当該家族の個人情報を用いませぬ。

11.サービス利用にあたっての留意事項

- 1.利用者は、小規模多機能型居宅介護従事者の助言による日課を励行し、事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めましょう。
- 2.利用者は健康に留意するものとし特別な理由がない限り健康診査を受診して下さい。
- 3.利用者は、事業者の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に協力して下さい。
- 4.利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。
 - ①宗教や信条の相違等で他人を攻撃、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
 - ②喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

12.虐待防止のための措置

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	職・氏名 寺谷 朋也
-------------	------------

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針を整備しています。

(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(現に擁護している家族。親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13.身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを行います。

(1)切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限ります。

(3)一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

- 1 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時での体性で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

EP